○上市町全国大会等参加旅費補助金交付要綱

平成31年３月25日告示第13号

改正

　令和５年４月１日上市町告示第29号

上市町全国大会等参加旅費補助金交付要綱

上市町各種大会参加補助金等交付要綱（平成７年上市町告示第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、上市町補助金等交付規則（平成２年上市町規則第２号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、上市町全国大会等参加旅費補助金（以下「旅費補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 全国大会　文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会その他社会教育団体が主催するスポーツ大会又は文化大会であって、県予選会等を経て、又は国県等の推薦若しくは選抜により出場する全国規模のもののうち、県外で開催されるもの（国民スポーツ大会を除く。）をいう。

(2) 北信越大会　公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会又はそれに準ずると町長が認める大会であって、県予選会等を経て、又は県等の推薦若しくは選抜により出場する北信越規模のもののうち、県外で開催されるものをいう。

(3) 児童　学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。

(4) 生徒　学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。

(5) 保護者　当該児童又は生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(6) 地域クラブ　上市町地域クラブ推進協議会設置要綱（令和５年上市町教育委員会告示第４号）第１条に規定する上市中学校部活動の地域への移行に伴い設立される運動及び文化活動を行う地域のクラブをいう。

（旅費補助金の交付）

第３条　町長は、児童及び生徒の健康及び体力の向上並びに児童及び生徒のスポーツ活動及び文化活動の促進を図るため、次条に規定する旅費補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）の全国大会又は北信越大会（以下「全国大会等」という。）の参加に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において、旅費補助金を交付するものとする。

（対象者）

第４条　対象者は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす児童又は生徒

ア　町に引き続き３月以上居住している者であって、町の住民基本台帳に登録されているものであること。

イ　全国大会等に出場するチーム（町内のチーム又は町内及び町外のチームによる連合チームに限る。以下同じ。）の選手若しくは当該チームの編成に必要な者又は全国大会等の個人種目部門に出場する選手であること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア　町に引き続き３月以上居住している者であって、町の住民基本台帳に登録されているものであること。

イ　前号の児童又は生徒が属するチームの監督、コーチその他の当該チームの編成に必要な者であること。

(3) 上市町立学校設置条例（昭和40年上市町条例第20号）別表第２に規定する上市中学校のチームを引率する者（前号に規定する者を除く。）

(4) 地域クラブの監督、コーチその他の当該地域クラブの編成に必要な者（前２号に規定する者を除く。）

（対象となる経費）

第５条　旅費補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象者が全国大会等に参加するために要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 交通費

(2) 宿泊費

（旅費補助金の額）

第６条　旅費補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額から旅費補助金以外の補助金、寄附金等の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、町長が定める額とする。

(1) 対象者が支払った対象経費の額

(2) 上市町職員等の旅費に関する条例（昭和39年上市町条例第26号）別表第２に規定する３級の職員の旅費の例により算出した額（日当及び食卓料を除く。）

（交付申請書の様式等）

第７条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書の様式は、上市町全国大会等参加旅費補助金交付申請書（様式第１号）とし、当該申請の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第２号）

(2) 委任状兼同意書（様式第３号）（全国大会等にチームで出場し、かつ、補助金の交付の対象となる見込みの者が複数の場合に限る。）

(3) 全国大会等の要項

(4) その他町長が必要と認める書類

２　旅費補助金の交付を申請することができる者は、全国大会等に出場するチームを構成する者のうち、その代表するもの若しくはその保護者（補助金の交付を受ける見込みの者が１人である場合は、当該者）又は全国大会等の個人種目部門に出場する選手の保護者とする。

（実績報告書の様式等）

第８条　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、上市町全国大会等参加旅費実績報告書（様式第４号）とし、当該報告の際は次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第２号）

(2) 対象経費を支払ったことを証する書類

(3) 全国大会等におけるチームの成績書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

２　規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該全国大会等が終了した日から30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日とする。

（請求）

第９条　規則第13条第２項の規定により補助金等の額の確定の通知を受けた者は、上市町全国大会等参加旅費補助金交付請求書（様式第５号）により、町長に対し、旅費補助金の交付を請求するものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成31年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の上市町各種大会参加補助金等交付要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の旅費補助金について適用し、平成30年度分までの上市町各種大会参加補助金については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月１日告示第29号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。